

2011.8.17

LM・ユーロ毎月分配型ファンド

追加型投信／海外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	年12回 (毎月)	欧州	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の定義は、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 本書により行う「LM・ユーロ毎月分配型ファンド」(以下「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月16日に関東財務局長に提出しており、平成23年8月17日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
設立年月日 平成10年4月28日 資本金 10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆4,076億円
(平成23年6月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

URL <http://www.leggmason.co.jp>

TEL 03-5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的

主としてユーロ建債券に投資することによりユーロ短期金利を上回るインカムゲインを獲得することにより、ユーロ短期金利水準の分配を毎月行い、ユーロ原資産元本の安定した運用成果を目指します。

ファンドの特色

特色1 ユーロベースでの元本の安定を目指します

- 主として、ユーロ建の欧州の国債、政府機関債、国際機関債、事業債、金融債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等を中心に投資を行い、ユーロ短期金利水準に連動した安定的収益の確保を目指します。
- 原則としてBBB-／Baa3格以上の格付を付与されている債券に投資し、ポートフォリオの平均格付はA-／A3格以上を維持します。

(投資対象とする有価証券の組入制限)

国債(OECD加盟国の発行するもの)	AA-／Aa3格以上
国際機関債	AAA／Aaa格
コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書	A2／P2格以上
固定利付債券	残存期間 3年以内

※個別銘柄の格付制限は、S&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関から付与された格付を基準とします。

- 原則として、ポートフォリオ全体の実効デュレーション*(金利感応度、平均残存期間)を、通常0.1年～1.0年(最大1.5年)とし、金利変動リスクの回避を目指します。

*実効デュレーションとは、MBSやABSの早期償還を考慮して計算されたデュレーション(金利感応度、平均残存期間)をいいます。

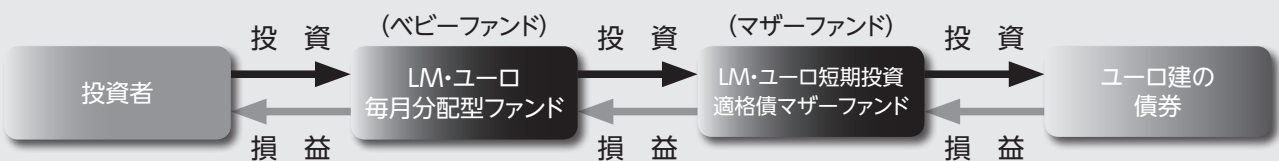
- 対円での為替ヘッジを行わないため、基準価額は円とユーロとの為替相場の変動の影響を受けます。

※ユーロ建以外の有価証券に投資を行った場合には、原則として対ユーロで為替ヘッジを行います。

(注)資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色2 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色3 運用はレグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」(以下「投資顧問会社」)*に委託します。

*債券運用ビジネスをグローバルに展開するウエスタン・アセットの英国拠点です。



WESTERN ASSET ウエスタン・アセット

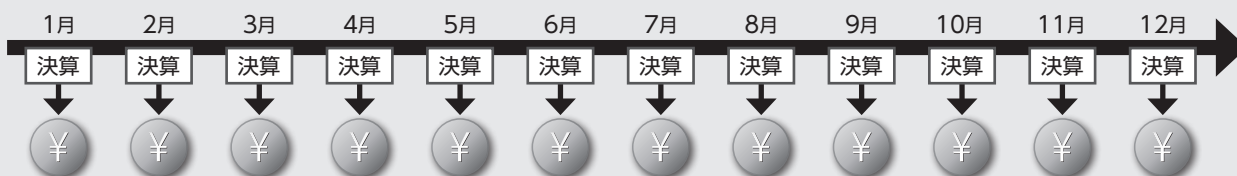
1971年設立、米国カリフォルニア州パサデナに本部を置き、主に債券運用を行う運用会社です。ニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロにも運用拠点があり、運用資産残高は約4,557億米ドル(約36兆円)*です。個別の各債券セクターと債券市場全般に幅広い専門知識を有し、長期的観点、バリュエーション志向、複数戦略の運用哲学に基づき運用しています。

*2011年3月末現在。米ドルの円貨換算は、2011年6月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.73円)によります。

特色4 毎決算時(毎月18日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当収益を中心に、ユーロ短期金利水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月分配を行います。ただし、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。

分配金イメージ



上記の図は収益分配のイメージを示したものであり、毎期の分配金支払いを保証するものではありません。

※分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 信託財産に属するBBB/Baa格付(BBB+/Baa1格~BBB-/Baa3格)を付与されたまたは同等の信用を有する証券の時価総額は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- デリバティブ取引を行うことができます。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



金利変動リスク(金利が上がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



信用リスク(信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品のデフォルト(元金支払いの不履行または遅延)、発行会社の倒産や財務状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
- 収益分配金は当ファンドの信託財産から支払われるため、収益分配により信託財産の純資産総額が減少し、基準価額が下落する要因となります。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した費用控除後の収益を超えて支払われる場合があります。このため、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中の収益率を示すものではなく、投資者の購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

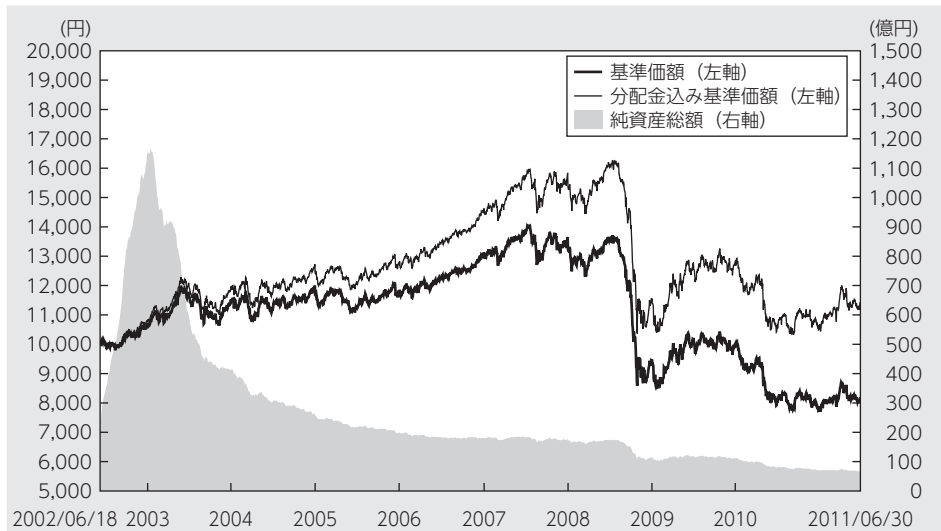
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。



基準日:2011年6月30日

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
8,193円	68億円

分配の推移

2011年2月	40円
2011年3月	40円
2011年4月	40円
2011年5月	40円
2011年6月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	3,576円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・ユーロ短期投資適格債マザーファンド)

■ 種類別組入比率

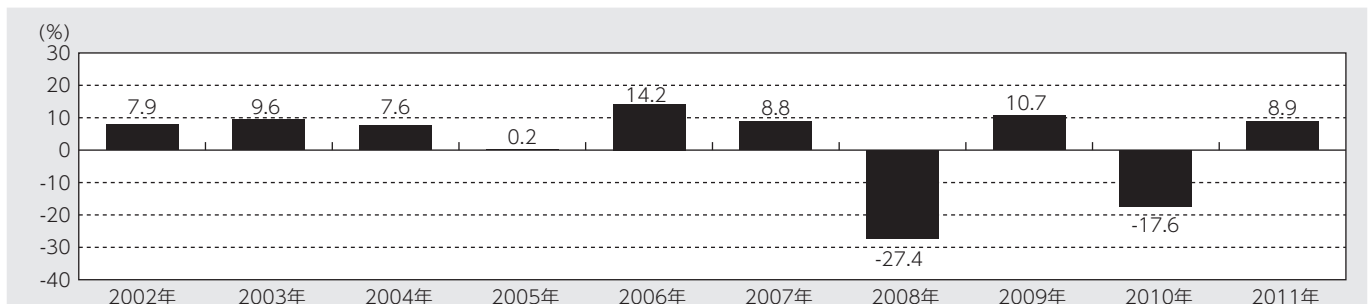
種類	比率(%)
特殊債券	9.86
社債券	87.85
現金・預金・その他の資産	2.29

■ 組入上位銘柄

種類	銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
	BANK OF AMERICA FRN	アメリカ	社債券	1.545	2012年 2月15日	3.70
	NORDEA BANK AB FRN	スウェーデン	社債券	2.185	2013年 6月17日	3.29
	WESTPAC BANKING CORP FRN	オーストラリア	社債券	1.811	2013年10月29日	3.28
	ING BANK NV FRN	オランダ	社債券	2.184	2011年 8月22日	3.27
	COM BK AUSTRALIA FRN	オーストラリア	社債券	1.435	2011年11月 2日	3.27
	POHJOLA BANK PLC FRN	フィンランド	社債券	1.934	2013年 2月25日	2.73
	SVENSKA HNDLSBKN FRN	スウェーデン	社債券	1.720	2013年 1月14日	2.73
	GE CAPITAL EURO FUND FRN	アイルランド	社債券	1.561	2014年 7月28日	2.69
	NATIONWIDE BLDG SOCIETY	イギリス	社債券	3.875	2013年12月 5日	2.57
	NATIONAL AUSTRALIA B FRN	オーストラリア	社債券	1.762	2014年 4月 7日	2.50

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.02%です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2002年は設定日(2002年6月18日)から年末までの収益率、2011年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	平成23年8月17日から平成24年8月16日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	英国証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日または欧州中央銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(平成14年6月18日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 <ul style="list-style-type: none">●マザーファンドを投資対象とする全ての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合●当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合●受益者のため有利であると認める場合●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	5月と11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、1.05%(税抜1.00%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し、3ヵ月ユーロLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)の水準*に応じて年0.420%(税抜0.40%)～年0.735%(税抜0.70%) *毎計算期間末日(休業日の場合は翌営業日、以下「当該日」)の2営業日前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日(ロンドンの銀行の休業日に該当する場合は、直前の営業日であってロンドンの銀行の営業日に該当する日)の水準。 ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。				
	《運用管理費用(信託報酬)とその配分》				
	3ヵ月ユーロLIBORの水準	総額	委託会社	販売会社	受託会社
	1.00%以上の場合	0.7350% (税抜0.70%)	0.3360% (税抜0.32%)	0.3570% (税抜0.34%)	
0.50%以上1.00%未満の場合	0.5775% (税抜0.55%)	0.2625% (税抜0.25%)	0.2730% (税抜0.26%)	0.0420% (税抜0.04%)	
0.50%未満の場合	0.4200% (税抜0.40%)	0.1890% (税抜0.18%)	0.1890% (税抜0.18%)		
※上記料率は、当該日の翌日から翌月の18日(休業日の場合は翌営業日)まで適用されます。 ※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。					
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)等を信託財産から支払います。 信託事務等に要する諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ・上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

LEGG MASON
GLOBAL ASSET MANAGEMENT